

令和 8 年度泉南市立西信達小中学校等薬品収集運搬処分業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度泉南市立西信達小中学校等薬品収集運搬処分業務

2 目的

泉南市立西信達小中学校等の「4 対象施設」から排出された薬品等（産業廃棄物等）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、適切に収集運搬し処分することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

4 対象施設

施設	住所
①泉南市立西信達小学校	泉南市岡田五丁目 24 番 1 号
②泉南市立西信達中学校	泉南市岡田三丁目 24 番 1 号
③泉南市立新家小学校	泉南市新家 975 番地
④泉南市立一丘小学校	泉南市新家 285 番地の 7
⑤泉南市立鳴滝小学校	泉南市信達市場 1602 番地
⑥泉南市立泉南中学校	泉南市樽井二丁目 9 番 1 号
⑦泉南市立一丘中学校	泉南市信達市場 543 番地の 12
⑧泉南市立信達中学校	泉南市信達牧野 34 番地の 1
⑨泉南市埋蔵文化財センター	泉南市信達大苗代 374 番地の 4

5 薬品等の種類及び数量

3 1 2 本 別紙「薬品等一覧」のとおり

6 業務内容

- (1) 受託者は、別紙「薬品等一覧」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守の上、履行期間内に対象施設から適正に収集運搬し、処分を行うこと。
- (2) 薬品等は、対象施設ごとに付番し 1 か所にまとめているため、受託者は、薬品を梱包し、運搬車両に運び込むこと。
- (3) 薬品等は、対象施設ごとに収集、運搬するなど安全対策を徹底すること。
- (4) 対象施設からの収集日時は、原則、午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分までとし、委託者と協議の上、決定するものとする。（土・日・祝日を除く）
- (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は受託者の負担とし、作成・提出するこ

と。

(6) 作業に必要な資機材は、原則として受託者が準備するものとする。

7 契約書

法令、市の条例規則等に基づき適切に締結するものとする。

8 提出書類

収集運搬業務及び処分業務毎に必要な書類の提出時期、種類は以下のとおりとし、紙媒体又は電子データで提出する。

電子データの提出方法は、メール、CD-R等の記録媒体又は本市が指定する大容量送受信サービスのURLにアップロードする方法によるものとする。

(1) 現場作業前

計画工程、申請・届出書類の写し、使用車両番号、各種許可証など

(2) 委託業務完了時

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出をもって、業務完了報告書に代えることができる

9 その他

(1) 各種作業は丁寧に行い、対象施設、周辺環境等の安全に配慮し、実施すること。

(2) 請求書は、「泉南市長」宛で作成し、提出すること。

(3) 仕様書に記載がないものであっても、法令、現場状況等に応じ、必要と認めた作業、業務については、受託者の負担で行うものとする。

(4) 委託者の本業務担当職員と十分に事前打合せを行った上で実施すること。

(5) 受託者は、この本業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(6) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。

(7) 本業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

10 問合せ先

〒590-0505 大阪府泉南市信達大苗代 374 番地の 4

(泉南市埋蔵文化財センター 2階)

教育部 教育総務課

電話：072-483-2581（直通）

電子メール：k-soumu@city.sennan.lg.jp